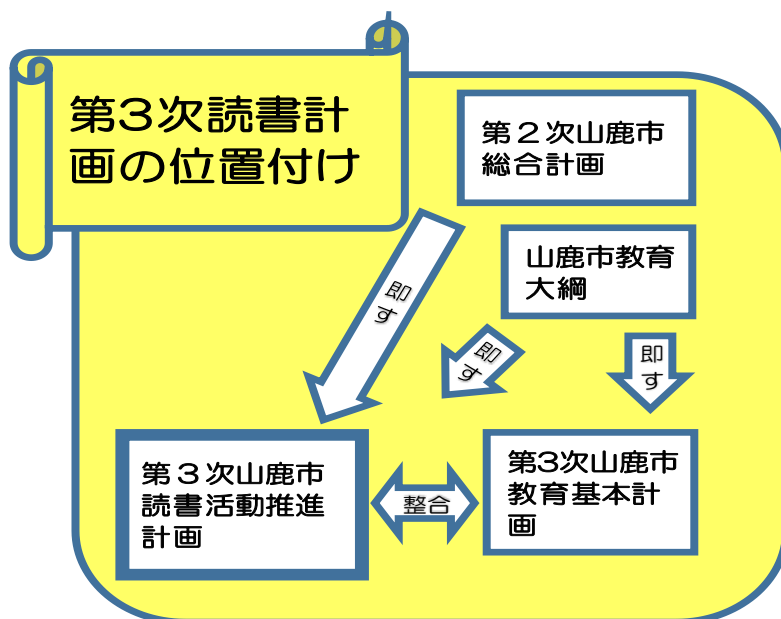


# 第1編 序論

## 1 計画策定の目的と位置付け

読書活動は、生涯学習の基本となる活動であり、乳幼児から大人まで、全ての市民が自ら学び、自ら考える力をつけ、豊かな人生を送るために有効な活動です。このことを第一義におき、これまでの成果を検証した上で、更にこの取組を推進する必要があります。

今回、「第3次山鹿市読書活動推進計画」の策定に当たり、子どもの読書活動の推進を中心に、「山鹿市読書活動推進計画（第2次）」（以下「第2次読書計画」という。）の基本的な目的や考え方などを引き継ぎ、その取組の成果と課題を整理し、今後5年間の読書活動を推進するための方針を明らかにするとともに、具体的な推進施策を提示します。



## 2 現状と課題

山鹿市では、「山鹿市読書活動推進計画」（平成20～24年度）、「第2次読書計画」（平成25～29年度）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

特に子どもの読書活動の推進は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を育てていく上で重要な施策と捉えています。

しかし、スマートフォンやタブレットなどインターネット接続機器の普及が影響しているためか、依然として中学生・高校生世代には読書離れの傾向が見られることから、あらゆる機会を捉えて読書活動の啓発を展開するなど、適切な対応が必要です。

## 3 基本的な方針

いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行えるように、家庭、地域、学校、公立図書館・室、ボランティア、行政などが一体となり、積極的に読書活動を推進します。

## 4 第2次読書計画の成果と課題

「第2次読書計画」(平成25～29年度)では、だれもが自主的に読書活動ができるように、家庭や学校・公立図書館などが一体となって社会全体で読書環境の充実に取り組んできました。

ハード面では、平成26年にひだまり図書館をリニューアルし、こもれび図書館も新たに開館しました。同時に、市内の公立図書館・室(2図書館・3図書室)をネットワーク化したことで、インターネットによる図書の予約が可能となり、また、図書の貸出・返却が市内のいずれの公立図書館・室でもできるようになるなど利便性が向上しました。

また、平成28・29年度は試験的にこもれび図書館の平日の開館時間延長(1時間)を行い、利用者のニーズに対応した図書貸出サービスの調査を行っています。このように積極的な運営により、個人利用者や貸出冊数が着実に増加しています。

次にソフト面では、児童・生徒に対して学校と連携した童話発表大会や読書感想文・感想画コンクールの開催により読書意欲の向上につなげるとともに、読書活動推進員の巡回により学校図書館の整備や蔵書管理を推進しました。

更に、読書活動に関するボランティアの育成を図ったことで、イベント等の開催を支援する人材の増加など、読書活動推進の支援の輪が広がっています。

しかしながら、中学生・高校生世代の読書離れからか市内の公立図書館・室の利用状況に世代的な偏りがあり、この解消及び更なる利用促進のために今後も幅広く読書活動を推進していく必要があります。

### (1) 公立図書館・室を利用した読書活動について

#### ア 蔵書数や利用状況について

| 年 度                                    | 平成25年度   | 平成28年度   | 増 減      |
|--|----------|----------|----------|
| 蔵書数                                    | 158,805冊 | 199,509冊 | 40,704冊  |
| 個人登録者数                                 | 20,012人  | 23,788人  | 3,776人   |
| 延べ個人利用人数                               | 53,303人  | 79,718人  | 26,415人  |
| 個人貸出冊数                                 | 195,693冊 | 321,866冊 | 126,173冊 |
| 個人利用者1回当たりの平均貸出冊数<br>(個人貸出冊数/延べ個人利用者数) | 3.67冊    | 4.04冊    | 0.37冊    |
| 市民1人当たりの貸出数<br>(個人貸出冊数/人口)             | 3.51冊    | 5.98冊    | 2.47冊    |
| 個人登録率(登録者/人口)                          | 35.90%   | 44.17%   |          |

#### イ 年齢別の利用状況について

##### 平成28年度

| 年齢(歳)       | 0～6    | 7～12   | 13～15 | 16～18 | 19～22 | 23～29 | 30～39  | 40～49  | 50～59 | 60～99  | 合計      |
|-------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 延べ個人利用者数(人) | 16,506 | 10,803 | 2,720 | 1,410 | 907   | 2,916 | 9,072  | 10,212 | 6,960 | 18,212 | 79,718  |
| 構成比         | 20.70% | 13.55% | 3.41% | 1.77% | 1.14% | 3.66% | 11.38% | 12.81% | 8.73% | 22.85% | 100.00% |

公立図書館・室の登録者数は、平成25年度と比べ平成28年度は19%増、延べ個人利用者については50%増となっており、平成26年度のこもれび図書館開館が利用者の増加に大きく影響しています。

また、個人貸出冊数についても64%増となっています。

公立図書館では、図書館司書やおはなしボランティアによる「おはなし会」を週2回実施するなど、乳幼児や児童を対象とした読書啓発活動を行っており、0才から12才までの子どもたちも多く利用しています。

## (2) 移動図書サービスの状況について

| 年 度         | 平成25年度  | 平成28年度  |
|-------------|---------|---------|
| 巡回施設数       | 65か所    | 95か所    |
| 貸出冊数(個人・団体) | 35,648冊 | 50,516冊 |

公立図書館・室の利用が困難な地域や、高齢者施設、市内の幼稚園・保育園等を訪問し、図書の貸出しサービスを行っています。

今後も、利用者のニーズの把握に努め、要望のある地域や施設を巡回する形で読書活動を支援します。

## (3) 健康福祉センターにおける読書活動について

健康福祉センターでは、乳児と保護者が絵本にふれあうきっかけづくりとして、3・4か月健診時に「ブックスタート」を実施し、読み聞かせのアドバイスや絵本のプレゼントを行っています。

また、「ブックスタート」の延長として、1歳半健診時には「ブックスタート・プラス」を実施し、親子で読書に親しむ環境づくりを行っています。

# 第2編 子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山鹿市子ども読書活動推進計画」を策定します。

## 第1章 子ども読書活動推進計画策定のための基本方針

### 1 子ども読書活動の意義

少子高齢化や核家族化、高度情報化の進展により、市民の価値観や生活スタイルが変化し、子どもたちを取り巻く環境に大きく影響しています。

また、子どもたちの読書離れ、活字離れは、豊かな人間形成の妨げとなっています。

子どもは、読み聞かせや読書を通して、読解力や思考力を高めるとともに、多くの知識や作品の世界を間接体験することで想像力を養うことができます。

読書は、次世代を担う子ども一人ひとりの健全な心の成長と豊かな人間形成、更には生きる力を育むために重要なものであることから、市を挙げて総合的に読書活動を推進していく必要があります。

## 2 子ども読書活動の方針

情報化社会の進展は、必要な情報を簡単かつ瞬時に入手できる一方で、断片的な情報を受け取るだけの受身の姿勢をもたらしやすいことから、読書活動を通して子どもたちに自主性を持たせ、特に自ら学ぶ習慣を身に付けさせることが重要です。

## 3 子ども読書活動推進の基本的な考え方

### (1) 読書に親しむ子どもが育つための家庭、学校、地域の環境整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、学校、地域など社会全体での取組が必要です。

そのため、子どもが身近に本と接することができる環境を整備します。

### (2) 家庭、学校、地域の連携及び協力体制の推進

家庭、学校、地域が連携・協力する取組を行うことで、子どもたちの読書活動支援体制を強化していきます。

### (3) 読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するために、子ども読書活動の意義や重要性について市民の理解と関心を深めることが必要です。

広く子ども読書活動についての社会的気運の醸成を図るため、啓発・広報活動を推進します。

### (4) 読書活動推進のための関係機関・団体の役割

子どもたちが読書活動を行うための環境を整えるには、関係機関や団体がそれぞれの役割に応じた取組が必要です。

そのため、各関係機関や団体は下記の役割を主体的に担い、子どもの読書活動を推進します。

ア 家庭：本に親しむ環境づくり

イ 学校：読書する「心」を育む学校図書館での教育、学校関係者の意識高揚、読書の習慣を身に付ける機会の提供

ウ 公立図書館・室：読書活動推進事業の実施、市民団体やボランティア等との連携及び育成、読書相談・読書情報の提供

エ 幼稚園、保育園、地区公民館等：読書の楽しさを体感させるための取組等

## 第2章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 家庭

#### (1) 本に親しむ環境づくり

##### ア 現状

近年の核家族世帯の増加や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加により、親子や祖父母・孫などが共に過ごす時間が減少傾向にあることから、家庭において読書の楽しさ・大切さを伝える機会が少なくなっています。

また、子どもたちは読書以外の趣味や遊び、習い事などに費やす時間が多く、こうした背景も読書離れが進んでいる一因と考えられます。

##### イ 充実に向けての取組

(ア) 家族で公立図書館等が行う読み聞かせなどの事業に参加します。

(イ) 家族での読み聞かせを行うなど、特に乳幼児期から本に親しむ環境づくりに取り組めます。

### 2 学校

#### (1) 読書する「心」を育む学校図書館での教育

##### ア 現状

学校図書館は、児童・生徒が本と接することができる身近な場所です。

児童・生徒が関心を示す図書の実質や、探しやすい配架など、自主的な読書活動を支援できる施設とする必要があります。

##### イ 充実に向けての取組

(ア) 児童・生徒の多様な興味・関心に対応できる蔵書の質と量を確保します。

(イ) 支援を必要とする児童・生徒に配慮した図書の選定や配架の工夫を図ります。

(ウ) 校内に気軽に図書を手にすることができる場所や、くつろいで読書ができる場所の整備を図ります。

(エ) 児童・生徒向けの利用の手引きやしおり、図書館便りなどを作成・配布し、読書活動の推進と学校図書館利用のマナー向上を図ります。

(オ) 児童・生徒に推薦図書リストを配布し、子どもたちが互いに本の紹介をしあうなど、読書活動のきっかけづくりにつなげます。

(カ) 地域からボランティアを募集し、協力・支援を得ながら地域と連携した学校図書館運営を図ります。

(キ) 読書活動推進員が各学校を巡回し、調べ学習などで必要な図書や関連する図書・資料の展示、読書相談など児童・生徒の学習活動の充実を図ります。

(2) 学校関係者の意識高揚

ア 現状

各学校では、朝の読書や読み聞かせなど、校内の全体的な行事として読書活動の推進に取り組んでおり、学校関係者の読書に対する関心も高まっています。

イ 充実に向けての取組

(ア) 学校図書館の整備・運営に関する研修や「子ども読書の日」(注1)の記念事業などへ参加します。

(注1)「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日に定めてあります。

(イ) 学校図書館を支援するボランティアや市民団体等を対象に、県立図書館及び公立図書館の司書職員等を講師に、読書活動や図書館サービスなどの研修を実施します。

(3) 読書の習慣を身に付ける機会の提供

ア 現状

各学校では、読書活動の一環として朝の読書などに取り組んでおり、児童・生徒の読書の習慣付けにつながっています。

イ 充実に向けての取組

(ア) 各学校で、「朝の読書」、「全校読書」など読書を習慣付ける取組を行います。

(イ) 地域の団体やボランティアの支援・協力により、読み聞かせなどを行うことで、「見る」、「聞く」といった複数のアプローチで本とふれあう機会を提供します。

(ウ) 調べ学習や総合的な学習の時間などで、学校図書館や公立図書館・室の利用を推進します。

(エ) 「読書週間」(注2)や「こども読書週間」(注3)などの機会を捉えて、読書活動推進に関する展示等を行い、啓発に努めます。

(注2) 10月27日から11月9日まで(文化の日を中心とした2週間)。(注3) 4月23日から5月12日まで。

### 3 公立図書館・室

#### (1) 読書活動推進事業の実施

##### ア 現状

平成26年度のこもれび図書館開館とともに公立2図書館3図書室のネットワーク化が完了し、インターネットでの蔵書検索・予約が可能となるなど、利便性が向上しました。

また、移動図書館車により、幼稚園・保育園等で図書の貸出しを行い、教育・保育施設での読書活動の推進を支援しています。

このように、読書環境の整備が進んだことにより利用者数・貸出数ともに増加していますが、若者の利用が少ないことから、その対応が必要です。



##### イ 充実に向けての取組

- (ア) 子どもが要望する図書や、求める情報を提供するための図書を購入し、児童書コーナーの充実を図ります。
- (イ) 開館日の増加や開館時間の延長など、公立図書館・室の利便性の向上を図ります。
- (ウ) 子育て支援事業や幼稚園、保育園、学校等との連携を進めます。
- (エ) 調べ学習や総合的な学習の時間等の場として、児童・生徒の受入れ態勢の充実を図ります。
- (オ) 支援を要する子どものための図書等を整備し、利用の促進を図ります。
- (カ) 「読書週間」、「こども読書週間」等の機会を捉えて、関連本の展示など読書活動の啓発を推進します。
- (キ) 読書活動に関する講話等、学校や団体等の求めに応じ、図書館長・司書を派遣します。
- (ク) 移動図書館車による巡回により、提供図書の充実や配本サービスの提供に努めます。



移動図書館車  
「ぐるりん号（左）」と「おれんじ号（右）」

## （２）市民団体やボランティア等との連携及び育成

### ア 現状

本市の読書活動に関するボランティアは、公立図書館・室の整架・配架・本の修理作業や読み聞かせなど、様々な場で活動しています。

また、平成 20 年度に結成された山鹿市おはなしボランティアグループ連絡協議会は、会員による研修会の開催や情報交換を行うなど積極的に活動しています。

### イ 充実に向けての取組

（ア）市民団体やボランティアと連携し、研修会の開催や読み聞かせの充実など、読書活動の推進を図ります。

（イ）公民館講座との連携や市民団体等と協働しながら、「ボランティア養成講座」を開催し、講座修了者に活動の場を提供します。



### (3) 読書相談・読書情報の提供

#### ア 現状

市広報紙やホームページへの掲載、公立図書館・室において図書館通信を配布するなどにより、イベント情報や新着図書案内などの情報発信を行っています。

また、インターネットによる蔵書検索も可能となり、館内では読書相談にも図書館職員が随時対応しています。

#### イ 充実に向けての取組

(ア) 小・中学校に図書の情報を提供します。

(イ) 子どもの読書案内に応じることができる司書を配置します。

(ウ) 広報紙やホームページにより、子ども向けの図書の紹介やイベントなどの情報を提供します。

## 4 幼稚園、保育園、地区公民館等

### (1) 読書の楽しさを体感させるための取組等

#### ア 現状

幼稚園や保育園では、園児に日々の保育時間内で読み聞かせなど読書の時間を設けています。

また、地区公民館等には図書室など本を手にすることができる場所の設置を行っていますが、子どもたちが関心をもつ本が少ない施設もあることから対応が必要です。

#### イ 充実に向けての取組

(ア) 施設職員の読書活動に対する資質向上のため、市民団体や公立図書館・室等が実施する読み聞かせや読書指導方法等の研修会・講演会に参加します。

(イ) 移動図書館車による幼稚園・保育園及び地域全体への巡回貸出しサービスを有効活用します。

## 第3章 施策の効果的な推進に向けて

### 1 推進体制等

#### (1) 連携・協力体制の推進

本計画の推進には、家庭、学校、地域等が一体となった取組が必要なため、関係機関、団体等との連携・協力を強化します。

### 2 財政上の措置

(1) 本計画に掲げた各施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体等の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2) 本計画の推進のため、役割に応じた必要な財政上の措置を講ずるよう、国及び熊本県へ働きかけます。

## 第3編 生涯読書活動推進計画

### 第1章 生涯読書活動推進計画策定のための基本方針

市民の生涯にわたる読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山鹿市生涯読書活動推進計画」を策定します。

#### 1 生涯読書活動推進の意義

私たちを取り巻く社会環境は、高度情報化や国際化、少子高齢化など、大きく変化するとともに複雑化しています。このような状況にあって、物質的な豊かさばかりでなく、精神的な豊かさが求められます。

読書活動は、全ての市民が自ら学び、自ら考える力を身に付け、豊かな人生を送るための基盤形成に有効です。市民一人ひとりのライフステージに応じた読書活動を推進することは、生涯学習の基本となる活動として重要な意義をもっています。

#### 2 生涯読書活動の現状

公立図書館・室の延べ個人利用者数は、平成25年度と比べ平成28年度は50%増となり個人貸出冊数についても約64%増と、順調な伸びを見せています。

しかし、13才から22才までの若者の個人延べ利用者数は、全体の約6%に留まっており、同年代のニーズを把握し、若者の読書離れに対応する取組が必要です。

高度情報化社会、少子高齢化など社会の変化に対応するため、関連機関と連携しながら読書の果たす役割や重要性について市民に広く啓発し、生涯読書活動の推進を図ることが必要です。

#### 3 生涯読書活動推進の基本的な考え方

##### (1) 市民が自主的に読書に親しむ環境の整備

「いつでも、どこでも、だれでも」本に触れることができる環境を整備します。

##### (2) 市民の読書活動を推進するための連携や支援による取組

市民が自主的に読書活動を行うことができるよう、関係機関や団体が相互に連携し、支援を行います。

##### (3) 読書に対する理解や関心を高めるための啓発及び普及活動

読書の果たす役割や必要性への理解を深めてもらうために啓発・普及活動を行い、読書習慣の定着を図ります。

## 第2章 生涯読書活動推進のための取組

### 1 自主的に読書に親しむための環境整備

#### (1) 公立図書館・室等での読書活動の推進

ア 公立図書館への専門職員の配置と、利用者のニーズを考慮した施設整備などの充実を図ります。

イ 公立図書館・室が連携し、一体となったサービスの提供を図ります。

ウ 公共図書館のYA（ヤングアダルト：12歳～18歳）コーナーの充実や、公立図書館室の整備を図ります。

エ 高齢者や障がい者に対応した図書などの拡充を図ります。

オ 多言語に対応できる図書の充実を図ります。

カ 読書に関するボランティアを活用しながら、公立図書館・室の整備や読み聞かせなどの読書サービスの向上を図ります。

キ 公立図書館職員研修を行い、専門的なサービスの向上を図ります。

ク 公立図書館・室の蔵書の充実や開館時間の見直しなどサービスの向上を図ります。

#### (2) 電子情報によるサービスの向上

ホームページにより新着図書やイベントの情報等の提供を行います。

#### (3) 移動図書館車の運行

公立図書館・室の利用が困難な地域や高齢者施設等、幼稚園・保育園等を移動図書館車が巡回し、図書の貸出し等を行います。

### 2 読書活動を推進するための連携や支援

#### (1) ボランティアの育成と支援

ア 「おはなし会」等で読み聞かせができるボランティアを育成します。

イ 公立図書館・室の環境整備ボランティアを育成します。

#### (2) 学校図書館などの利用と連携

ア 市内の学校図書館と公立図書館の連携を促進します。

イ 県立図書館や他市町村の公立図書館との相互利用を促進します。

### 3 理解や関心を高めるための啓発及び普及

(1) 広報紙や公立図書館ホームページ等により、図書や行事等の情報を周知します。

(2) 公立図書館まつり等の啓発イベントを開催します。

## 第3章 施策の効果的な推進に向けて

### 1 財政上の課題と措置

山鹿市における読書活動を推進するため、公立図書館・室の充実など、市民が気軽に読書に親しめる環境が必要です。

本計画に掲げた各種の施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体は、その役割に応じて財政上の措置を講ずるように努めます。

## 第4篇 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

# 参 考 資 料

- 第3次山鹿市読書活動推進計画策定委員……………15  
（平成29年度山鹿市図書館協議会委員）
- 第3次山鹿市読書活動推進計画策定の経過……………15
- 子どもの読書活動の推進に関する法律 ……………16～18
- 文字・活字文化振興法 ……………19～22

**第3次山鹿市読書活動推進計画策定委員  
(平成29年度山鹿市図書館協議会委員)**

|     | 氏 名    | 備 考       |
|-----|--------|-----------|
| 委員長 | 福島 誠四郎 | 学識経験者     |
| 委 員 | 加藤 寿美代 | 読書活動推進経験者 |
| 委 員 | 古川 美和  | 読書活動推進経験者 |
| 委 員 | 前田 恵美子 | 読書活動推進経験者 |
| 委 員 | 井手 スマ子 | 読書活動推進経験者 |

**第3次山鹿市読書活動推進計画策定の経過**

| 開 催 日                 | 会 議 名 等                                | 内 容                                 |
|-----------------------|--|-------------------------------------|
| 平成29年7月5日             | 第1回会議                                  | 第3次読書計画策定についての説明                    |
| 平成29年9～11月            | 小中学校（保護者含む）、幼稚園・保育園、公立図書館利用者へのアンケート等調査 | 小中学校、幼稚園・保育園の活動実績や第3次読書計画内容への意見徴取等。 |
| 平成29年9月29日            | 第2回会議                                  | 調査等の進捗状況と次の調査内容の確認等。                |
| 平成29年10月16日           | 第3次読書計画策定に係る小中学校図書担当者との会議              | 調査の結果及び第3次読書計画学校関係の素案説明と意見交換。       |
| 平成29年10月23日           | 第3回会議                                  | 学校関係の会議の結果説明及び第3次読書計画素案の作成。         |
| 平成29年11月10日           | 第4回会議                                  | 調査結果の説明及び第3次読書計画素案の作成。              |
| 平成29年11月24日           | 教育委員会への第3次読書計画（素案）報告                   | 第2次読書計画の総括と第3次読書計画素案の報告。            |
| 平成30年1月16日～平成30年2月14日 | 第3次読書計画（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）         | 閲覧場所 ホームページ、本庁及び市民センターロビー。          |
| 平成30年3月12日            | パブリックコメントの結果と市の考え方について                 | ホームページで公表。                          |
| 平成30年3月26日            | 第3次読書計画策定                              | ホームページで公表。                          |

## ○子どもの読書活動の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)



第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

**(子ども読書活動推進基本計画)**

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

**(都道府県子ども読書活動推進計画等)**

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

### (子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

### (財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

### (目的)

**第一条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

**第三条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### **(国の責務)**

**第四条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **(地方公共団体の責務)**

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **(関係機関等との連携強化)**

**第六条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### **(地域における文字・活字文化の振興)**

**第七条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (学校教育における言語力の涵養)

**第八条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

### (文字・活字文化の国際交流)

**第九条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

### (学術的出版物の普及)

**第十条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (文字・活字文化の日)

**第十一条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。